# 居宅介護支援のサービス提供に係る重要事項説明書 ならびに居宅介護支援契約書

愛媛県指定

第 3870102591 号





## 居宅介護支援事業所コスモス

医療法人ゆうの森 居宅介護支援事業所コスモスは、利用者の話をよく聞き、何を望まれているのかをしっかり知り、どういった方法・選択肢があるかをきちんと示す、優しく思いやりのあるケアマネジメントを心がけます。

# ◆ 居宅介護支援の方針·目的

居宅介護支援事業所コスモスは、ご利用者が必要な居宅サービスを適切に利用できるサービス計画(ケアプラン)の作成に努め、それぞれのご希望の生活スタイルを尊重し、自立した日常生活を営むためのお手伝いをさせていただくよう心がけております。

また、主治医・地域のサービス事業者との連携を図り、ご自宅での生活が少しでも快適なものとなるよう誠意ある対応で支援してまいります。

## ◆ 居宅介護支援の担当者

居宅介護支援事業所コスモスに所属する介護支援専門員(ケアマネージャー)を担当者とし、 居宅サービス計画作成に関する業務を行ないます。

# ◆ 居宅サービス計画の作成等

介護支援専門員(ケアマネージャー)は、利用者の心身の状況、置かれている環境、ならびに利用者および利用者の家族の希望等を勘案し、公正中立に居宅サービス計画の作成を行うのをはじめ、以下の内容の居宅介護支援を利用者に提供します。

- ◇ 居宅サービス計画の作成
- ◇ 居宅サービス事業者等との連絡調整
- ◇ サービスの実施状況の把握・評価
- ◇ 給付管理

#### ◆ 居宅サービス計画の変更等

居宅介護支援事業所コスモスは、利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づく居宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者への連絡調整等を行います。

#### ◆ サービス提供の記録等

居宅介護支援事業所コスモスは、居宅介護支援業務の提供内容に関する記録を行うと共に、契約 終了後5年間は適正に保存し、また利用者の求めに応じて閲覧に応じ、同時に実費負担によりその 写しを交付します。

#### ◆ 解約について

利用者はいつでも1週間以上の予告期間をもって、当居宅介護支援の契約を解約することができます。

また、居宅介護支援事業所コスモスは、利用者の著しい不信行為により当居宅介護支援の契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除できます。

#### ◆ 契約の終了について

以下の理由で利用者にサービスを提供できなくなった場合は当契約は終了するものとします。

- ◇ 利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合
- ◇ 利用者について要介護認定が受けられなかった場合
- ◇ 利用者が死亡した場合

# ◆ 緊急時における対応について

◇ 居宅介護支援の実施中に利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、速やかにご家族および主治医に連絡し、必要な措置を講じます。

## ◆ 事故発生時の対応・損害賠償について

居宅介護支援サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には速やかに家族に連絡を行なうと ともに、必要な措置を講じます。また、事故により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場 合には、その損害を賠償します。

ただし自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

# ◆ 秘密保持

居宅介護支援事業所コスモスは、サービスを提供する上で知りえた利用者およびその家族に関する秘密および個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中および契約終了後、第三者に漏らすことはありません。 ただし、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前述の場合にかかわらず、一定の条件の下で情報提供ができるものとします。

# ◆ 苦情対応

提供した居宅介護支援に苦情がある場合または居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申し立ておよび相談があった場合には迅速かつ誠実に対応します。 また苦情対応の窓口責任者およびその連絡先を明らかにします。

#### ◆ 事業所の概要

居宅介護支援事業所 コスモス (事業者指定番号 : 3870102591 )

◇ 所在地 : 松山市別府町444-1◇ 電 話 : 089-911-6333◇ FAX : 089-911-6334

◇ 管理者 : 髙田志乃

#### ◆ 営業日時

◇ 営業日 : 月曜日から金曜日

◇ 休 日 : 土曜日・日曜日・祝日および年末・年始(12/30~1/3)

◇ 営業時間 : 午前9時から午後5時まで

# ◆ 職員等の体制

◇ 管理者 : 1名

◇ 介護支援専門員 : 1名以上(内管理者兼務)

◇ 事務員 : 1名(非常勤)

# ◆ 通常のサービスの実施地域

◇ 通常のサービスの実施地域は松山市(旧北条市、旧中島町を除く)と致します。

◇ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

# ◆ 利用料および利用者負担

◇ 居宅介護支援については利用者の負担はありません。

# ◆ 利用する居宅サービス事業所の紹介について

◇ 利用者は各サービスの利用にあたり居宅介護支援事業所に対し、複数の事業所の紹介を求めたり、 ケアプランに位置付けた理由を問い合わせることが可能です。

遠慮なく、担当の介護支援専門員にご相談ください。

- ◇ 居宅介護支援事業所コスモスは、利用者が不当に特定の事業所の利用を誘導されることのないよう、以下の通り多様な事業者をご紹介しております。
- ◇ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下の通りです。

期間:令和7年3月~令和7年8月

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護・地域密着型通所介護、 福祉用具貸与の各サービスの利用割合

•訪問介護 51.6%

• 通所介護 29.0%

地域密着型通所介護 53.8%

·福祉用具貸与 24.8%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護・地域密着型通所介護、 福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	訪問介護事業所コスモス	ベストケア株式会社訪問介護事業所	セントケア四国株式会社
	51.6%	15.2%	13.5%
通所介護	通所介護 歩風里	ベストケアデイサービスセンター	指定通所介護事業所ウェルケア高浜
	29.0%	12.9%	11.2%
地域密着型通所	デイサービスセンター櫻	リハプライド・南海三津	デイサービスみかん参号館
		デイサービス坊っちゃん	
	53.8%	15.3%	10.2%
福祉用具貸与	西日本商事株式会社	アポロメディカルジャパン合同会社	株式会社トーカイ松山営業所
	24.8%	21.8%	11.8%

# ◆ 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を 講じます。

◇ 虐待防止に関する担当者ならびに責任者を選定しています。

虐待防止に関する担当者・責任者

管理者·介護支援専門員 高田志乃

- ◇ 成年後見制度の利用を支援します。
- ◇ 苦情解決体制を整備しています。
- ◇ 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催しています。
- ◇ 従業者に対する虐待防止を啓発·普及するための研修を実施しています。
- ◇ 虐待の防止のための指針を整備しています。
- ◇ 虐待に関する相談窓口

(当事業所の窓口)

居宅介護支援事業所コスモス (管理者・介護支援専門員) 高田志乃 連絡先 (089) 911-6333

受付時間(平日) 午前9時

~午後5時00分

#### (市町村の窓口)

連絡先 (089)948-6968 松山市 指導監査課 受付時間(平日) 午前8時30分 ~午後5時15分

#### ◆ 身体拘束について

◇ 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを 防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、 直ちに身体拘束を解きます。

## ◆ 苦情相談窓口

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合

(当事業所の苦情相談窓口)

居宅介護支援事業所コスモス	連絡先 (089)911-6333
(管理者・介護支援専門員)	受付時間(平日) 午前9時
髙田志乃	~午後5時00分

#### (自治体の窓口)

愛媛県国民健康保険団体連合会	連絡先 (089)968-8700 受付時間(平日) 午前8時30分 ~午後5時15分
松山市 指導監査課	連絡先 (089)948-6968 受付時間(平日) 午前8時30分 ~午後5時15分
愛媛県福祉サービス運営適正化委員会 (愛媛県社会福祉協議会)	連絡先 (089) 998-3477 受付時間 (平日) 午前9時~12時 午後1時 ~午後4時30分

# ◆ 個人情報の保護ならびに使用について

#### ◇ 個人情報の保護

・個人情報の取扱いについて適切且つ安全に行われるよう、個人情報保護法の趣旨に沿い、同法を遵守し、患者様・利用者様・ご家族様の個人情報の取扱いには十分に注意をして参ります。個人情報の提供は、下記利用目的の範囲内で必要最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。

#### ◇ 個人情報の利用目的

- ・利用者のための居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合
- ・要介護認定の申請に必要な場合
- ・介護保険施設等への入院、入所の紹介に必要な場合
- ・利用者が医療サービスの利用を希望する場合、その他必要な場合に主治の医師、又は歯科医師に 意見を求めたり、ケアプランを交付します
- ・指定居宅サービス事業者から受けた、利用者の服薬状況、口腔機能その他心身・生活状況に係る 情報を、利用者の同意を得て主治医・歯科医師・薬剤師に提供する場合

#### ◆ 入院する際のお願い

・病院等へ入院する際は、担当ケアマネージャーの氏名等を入院先の医療機関に伝えてください。 (入院先医療機関と居宅介護支援事業所とが、しっかりと連携を取るためです。) 居宅介護支援のサービスの提供に当たり、上記のように重要事項の説明ならびに個人情報使用に関する説明をいたしました。

事業者	松山市別府町 444-1	
名 称	居宅介護支援事業所 コスモス	
説明者		

# ◆ 居宅介護支援サービスのご契約ならびに個人情報使用の同意書

居宅介護支援について、上記の通り、重要事項・サービス内容の説明ならびに個人情報使用に 関する説明を受けましたので、ここに契約を締結致します。また、この契約成立を証するために 本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

令和	年	月	日 甲 利用者(または代理人)	住所
				氏名 「委任状」が必要となります。 で行う行為の効果は、利用者本人に帰属します。】
			(利用者の身体状況等により、	署名不可能な場合)
			署名代筆者	<u>住所</u> 氏名
				(利用者との関係: )
			利用者家族代表等	ご家族住所
				ご家族氏名
			乙事業者	所在地松山市別府町 444-1事業者名医療法人 ゆうの森印名称居宅介護支援事業所コスモス代表者名理事長永井康徳

■この契約の有効期間は、上記契約日から一年間です。

利用者からの解約のお申し出のない場合は、契約期間は自動更新されるものとします。ただし、利用者からの申し出があれば、いつでも解約できるものとします。